

## 計画策定の趣旨

高槻市では、平成18(2006)年4月に高槻市男女共同参画推進条例を施行し、平成24(2012)年度を目標年度とする「たかつき男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、各種の取組を進めてきました。

しかし、職場や家庭、地域社会等の様々な場面において、男女の地位の不平等感や固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題があります。

そのため、近年の社会動向の変化や国の法制度の改正及び平成22(2010)年度に実施した「高槻市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果等に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに推進するため、「高槻市男女共同参画計画」を策定するものです。

## 計画の位置付け

この計画は、本市における男女共同参画社会の形成に向けて、施策の基本的方向とその推進方策を総合的に定めた計画で、次の性格を併せ持つものです。

- 「男女共同参画社会基本法」及び「高槻市男女共同参画推進条例」に基づく、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「市町村基本計画」(DV防止基本計画)を含む計画です。
- 「高槻市総合戦略プラン(第5次高槻市総合計画)」の分野別計画であり、他の計画とも密接に関連しています。実施にあたっては、男女共同参画の視点を持って全庁的に取り組んでいきます。

## 計画の期間

平成25(2013)年度から平成34(2022)年度までの10年間  
社会経済情勢の変化に対応するため、平成29(2017)年度に中間見直しを行います。



## 計画の基本理念

男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、  
職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別に関わりなく、  
その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

## 計画の基本的視点

- 1 固定的な性別役割分担意識の解消
- 2 価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合う社会の実現
- 3 女性のエンパワーメント<sup>\*</sup>の促進
- 4 パートナーシップの推進
- 5 女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現

\* エンパワーメント… 個人が本来持っている力を引き出し、社会の一員としての自覚と能力を高め、  
政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

## 計画の体系

<取組方針>

